

令和4年7月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和4年7月19日(火) 13時25分開会
2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮
4. 議事日程
日程第1 議事録署名人の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について
5. 出席委員
農業委員
議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鵜沼 久江 委員
議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 欠 席
議席7 大橋 利一 委員 議席8 欠 席
農地利用最適化推進委員
榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員
6. 職務のため会議に出席した者の氏名
農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳
農業振興課課長補佐兼農業振興係長(併任) 大和田 千歳
専門員(併任) 大西 信治

7. 開会

【相楽事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より双葉町農業委員会7月定例総会を開催いたします。

本日は、澤上会長から急用で欠席したい旨の連絡がありましたので、農業委員会規程第3条の規定に基づき、会長職務代理者の大橋委員に会長の職務を代理いただきたいと思います。大橋委員は会長席をお願いします。大橋会長職務代理者からごあいさつをお願いします。

8. 会長職務代理者あいさつ

【大橋会長職務代理者】

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は、規定により、会長の職務を代理させていただきます。皆さんのご協力を得て、円滑に会議を進めたいと思いますので、どうか、よろしく申し上げます。本日の総会ですが、5条申請が1件及び報告案件が1件となっております。委員の皆さんには、慎重にご審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

9. 議事

【相楽事務局長】

議事に入ります前に、澤上委員、高木委員、農地利用最適化推進委員の高玉委員より欠席の連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長職務代理者を議長として議事を進行いたします、よろしく申し上げます。

【議長】

只今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年7月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料により、会務を報告。

【議長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、お諮りをいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」と認めます。議事録署名人は議長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には、4番 林委員、5番 高田委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和4年7月19日提出。双葉町農業委員会会長。

申請内容についてご説明します。本件は、株式会社伊藤工務店が、町道の災害復旧工事を実施するにあたり、近接地の農地に作業ヤードを設置するため、農地の一時転用を申請するものです。譲受人は、株式会社伊藤工務店 代表取締役 伊藤和之、譲渡人は、郡山市東原××、××××氏、双葉町大字長塚字町西××、××××氏、双葉町大字長塚字町裏××、××××氏、埼玉県加須市騎西××、××××氏の4名です。

一時転用の許可を受けようとする土地は、双葉町大字長塚字北目××ほか6筆、地目は田で、面積の合計は×××m²です。転用計画について、本件は株式会社伊藤工務店が双葉町から受注した、町道越田1号線他1路線の道路災害復旧工事を実施するにあたり、道路の地盤改良工事施工に必要な仮設プラント敷、資材置場及び仮設道路を施工箇所近くの農地に設置するもので、一時転用の期間は許可日から4か月間、転用面積は×××m²になります。

申請場所は、双葉北小学校、越田住宅の西側になります。位置詳細図のように、越田住宅内の町道越田1号線の地盤改良工事を実施するため、道路斜面の下の農地に作業ヤードを設置するものです。土地利用計画については、一時転用する農地にフレコン（大型土嚢）を設置し、その上に鉄板を敷設して、仮設道路、資材置場、トイレ、仮設プラント敷として利用する計画で、仮設プラントとしては、地盤改良に使うセメントを生成するサイロ・水タンク・攪拌機・圧送機を設置する予定です。

申請概要は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

【議長】

本件については、私（大橋委員）が現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

【大橋委員】

議案第1号、株式会社伊藤工務店から申請があった町道災害復旧工事に係る農地の一時転用に つきましては、7月7日に事務局と現地を確認いたしました。

この町道災害復旧工事は、越田住宅内の町道越田1号線ですが、ここは各所で陥落しておりま して、道路斜面の地盤改良が必要な状況と見受けられました。申請地は、道路斜面下の農地で、 仮設プラント敷、資材置場、仮設道路として利用するというものでありまして、町道工事の円滑 な実施のためには、やむをえないものと考えます。

また、一時転用に当たっては、フレコンを設置した上に鉄板を敷いて農地を保全し、工事終了 後は原型復旧するということですので、周辺に農地に影響もなく、一時転用について問題はない と考えます。

【議長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【木幡委員】

転用予定地は、農地保全管理組合で保全管理事業を行っている区域になっているが、工事はい つからの予定か。

【相楽事務局長】

工事開始は農地転用の許可後になりますが、農地転用は、農業委員会の決定後、県に進達し、 県で許可することから、8月中旬頃になるのではないかと思います。許可になった段階で、保全 管理組合にもご連絡いたします。

【議長】

他に、質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5 条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声)

【議長】

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請の とおり許可することに決定いたしました。

(13時40分 終了)

引き続き、下記事項について協議

(1) 令和4年8月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について報告

(1) 工事完了報告について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長職務代理者.....大橋 利一 ⑩

議事録署名人.....林 和男 ⑩

議事録署名人.....高田 喜寿 ⑩